

# 純資産維持条項における「資本の部」の読み替えについて

2007年3月19日

長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 森口 聡  
弁護士 犬島伸能  
弁護士 大矢和秀

## 1 はじめに

会社法の下では、貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分（以下、「新区分」という。）され（会社計算規則第105条第1項）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）に基づく改正前の商法（以下、「旧商法」という。）の下での貸借対照表における「資本の部」の区分は廃止されることとなった。この廃止に伴って、会社法の施行日（平成18年5月1日。以下、「会社法の施行日」とはこの日をいう。）前に締結されたシンジケートローン契約の純資産維持条項に規定された「資本の部の金額」が、新区分の下で何を意味すると解釈すべきかが問題となる。

そこで、本稿は、日本ローン債権市場協会（以下、「JSLA」という。）が2001年12月に公表した「リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書（平成13年度版）」（以下、「本件シンジケートローン契約」という。）第21条第5項の規定（「借入人は各年度の決算期及び中間期の末日における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における資本の部の金額を●●円以上に維持することを確約する。」）（以下、「本件純資産維持条項」という。）を前提として、会社法の施行日前に締結された本件シンジケートローン契約の本件純資産維持条項で規定された「資本の部の金額」と、会社法の施行日以後終了する各事業年度に関して作成された借入人<sup>1</sup>の貸借対照表における「純資産の部」との関係について、考え方を整理することを目的としている。なお、同様の検討は、JSLAが2003年4月に公表した「タームローン契約書（平成15年度版）」についても必要となる。

以下では、まず2において、「純資産の部」と「資本の部」との相違点を概観した上で、3において、本件純資産維持条項で規定された「資本の部の金額」を会社法の下でどのように解すべきかについて検討する。

## 2 「純資産の部」と「資本の部」との相異点

新区分は、平成17年12月9日に企業会計基準委員会により公表された新会計基準である「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）（以下、「純資産会計基準」という。）と平仄を合わせた内容となっている<sup>2 3</sup>。そこで、以下では、純資

<sup>1</sup> 本稿では、借入人が、旧商法の規定による株式会社で、整備法第66条第1項の規定により会社法の施行日以後は会社法の規定による株式会社として存続するものである場合を検討の対象としている。

<sup>2</sup> 相澤哲・和久友子「新会社法関係法務省令の解説(7) 計算関係書類」商事法務第1765号6頁

<sup>3</sup> なお、金融庁の公表した平成18年5月1日付「財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会の作成した「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の取扱いについて」と題する文書では、「「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」は、証券取引法の規定の適用に当たっては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱うものとし、平成18年5月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表並びに同日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表について適用することとする。」とされている。

産会計基準が、貸借対照表について、従来の会計基準により要求されていた内容から、いかなる点を変更したかを検討する。

純資産会計基準に基づく貸借対照表における「純資産の部」に含まれる項目と、従来の「資本の部」に含まれる項目とを比較すると、①単体の貸借対照表の「純資産の部」には、従来の単体の貸借対照表の「資本の部」に含まれていた項目に加えて、「新株予約権<sup>4</sup>」及び「繰延ヘッジ損益<sup>5</sup>」の項目が新たに追加されており<sup>6</sup>、②連結貸借対照表の「純資産の部」には、従来の連結貸借対照表の「資本の部」に含まれていた項目に加えて、「新株予約権」、「少数株主持分<sup>7</sup>」及び「繰延ヘッジ損益」の項目が新たに追加されている<sup>8</sup>。

純資産会計基準によれば、上記①及び②に規定された項目の追加以外の点では、純資産会計基準に基づく貸借対照表においては、従来の「資本の部」を「純資産の部」とする表示の変更がされ、「純資産の部」のうち株主に帰属する部分を「株主資本」と表記する<sup>9</sup>等の項目名の変更及び内部的な区分の変更がされているだけであり、従来の「資本の部」と新区分の下での「純資産の部」との間の金額の相異を生じさせる事項は含まれていない<sup>10</sup>。従って、純資産会計基準に基づく貸借対照表の「純資産の部」の金額は、単体の貸借対照表における「純資産の部」の金額については、上記①の項目の合計金額が従来の単体の貸借対照表における「資本の部」の金額に加算<sup>11</sup>された金額となり、連結貸借対照表における「純資産の部」の金額については、上記②の項目の合計金額に相当する金額が従来の連結貸借対照表における「資本の部」の金額に加算された金額となる。

### 3 本件純資産維持条項に規定された「資本の部の金額」の読み替えに関して成立しうる見解とそれに対する検討

純資産会計基準によって変更された上記の点を踏まえた上で、会社法の施行日前に締結された本件シンジケートローン契約の本件純資産維持条項で規定された「資本の部の金額」を、会社法の施行日以後終了する各事業年度に関して作成された借入人の貸借対照表にお

<sup>4</sup> 純資産会計基準第22項第1号では、新株予約権を「純資産の部」に記載することとした趣旨について、「新株予約権は、将来、権利行使され払込資本となる可能性がある一方、失効して払込資本とはならない可能性もある。このように、発行者側の新株予約権は、権利行使の有無が確定するまでの間、その性格が確定しないことから、これまで、仮勘定として負債の部に計上することとされていた。しかし、新株予約権は、返済義務のある負債ではなく、負債の部に表示することは適当ではないため、本会計基準では、純資産の部に記載することとした。」と説明している。

<sup>5</sup> 繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額）は、これまで損益計算の観点から資産又は負債として繰り延べられてきた項目に該当するが、かかる項目についても、資産性又は負債性を有しない項目については、「純資産の部」に記載することが適当であることが、繰延ヘッジ損益を「純資産の部」に記載することとした理由として挙げられている（純資産会計基準第23項）。

<sup>6</sup> 純資産会計基準第22項及び第23項、会社計算規則第108条第1項第1号ハ及び同条第7項第2号

<sup>7</sup> 純資産会計基準第22項第2号では、少数株主持分を「純資産の部」に記載することとした趣旨について、「少数株主持分は、子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分であり、返済義務のある負債でもなく、また、連結財務諸表における親会社株主に帰属するものでもないため、これまで、負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示することとされていた。しかし、本会計基準では、独立した中間区分を設けないこととし、純資産の部に記載することとした。」と説明している。

<sup>8</sup> 純資産会計基準第22項及び第23項、会社計算規則第108条第1項第2号ハ及びニ、並びに同条第7項第2号

<sup>9</sup> 純資産会計基準第25項

<sup>10</sup> 純資産会計基準第26項によれば、貸借対照表の表示を除く会計処理については、既存の会計基準と異なる定めはしていないとされている。

<sup>11</sup> なお、念のため付言すると、当該合計金額に相当する金額が負の金額（－X円）である場合には、X円を控除することとなる。以下についても同様である。

ける「純資産の部」との関係でどのように解釈するかを検討する。

上記の解釈については、次の2つの見解が成立し得ると考えられる。

見解1 借入人の貸借対照表における「純資産の部」の金額を意味するという見解

見解2 借入人の貸借対照表における「純資産の部」の金額から、単体の貸借対照表については「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を、連結貸借対照表については「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を、それぞれ控除<sup>12</sup>した金額を意味するという見解

これらの見解のいずれを採用すべきかについては、本件シンジケートローン契約の文面上からは必ずしも明らかとは言えないため、当事者の合理的意思表示によるべきであると思われる。そして、その際には、本件純資産維持条項がいわゆる財務制限条項としての性格を有しており、借入人の返済能力を示す指標のひとつとして「資本の部の金額」が重要な役割を有していることを重視すべきである。また、本件純資産維持条項は、貸付人が借入人に対する与信判断をする際的前提条件が一定以上変更されないことを確保するために、借入人の確約のひとつとして設けられるものであることからすると、交渉の結果、借入人が本件純資産維持条項を受け容れ、貸付人がそれを前提として与信判断をした際の内容が最終的にどのようなものであったか、という点が重視されるべきであると思われる。

上記の見解1は、新区分が採用される前後の貸借対照表の各区分を比較した場合に、従来の貸借対照表における3つの区分のうち「資本の部」が、純資産会計基準に基づく貸借対照表における「純資産の部」に相当することを形式的な理由とするものである。また、一般に財務制限条項において維持すべき基準となる金額を合意する際には、必ずしも「資本の部」の各項目を全て考慮に含めた厳密な計算がなされているわけではなく、詳細な項目の出入りを考慮する必要はないという実質的な考え方も見解1の背後にはあると考えられる。

しかしながら、旧商法の下での「資本の部」には、「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」は含まれていなかったのだから、そもそも「資本の部」に含まれていなかった項目は、会社法の施行日以後においても、本件純資産維持条項の「資本の部」には含まれないと解するのが、当事者の合理的意思表示として自然であると思われる。また、本件シンジケートローン契約の締結時点において、本件純資産維持条項の対象としてこれらの項目を含めようと思えば別途その旨明記できたのであるから、かかる明記がないにも拘らず、これらの項目が含まれることになるというのは、当事者の合理的意思表示としてはやはり不自然である。

本来「資本の部の金額」を財務制限条項の一要素として設ける趣旨は、上記の通り、貸付人が借入人に対する与信判断をする上で「資本の部の金額」が借入人の返済能力を示す指標のひとつとして重視されるからである。しかしながら、新区分において「純資産の部」に「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」を記載することとされたのは、それぞれ、「新株予約権」については権利行使の有無が確定するまでその性格が確定しないものの返済義務がない項目であることから負債の部に計上することが適切でないこと、「少数株主持分」については中間区分を設けることが適切ではないこと、及び「繰延ヘッジ損益」については資産性又は負債性を有しない項目であることを理由とするに過ぎず、これらの項目が債務の返済能力を示す指標として評価されたからというわけではない。かかる理由・経緯等を勘案すると、これらの3項目は、いずれも借入人の返済能力を示す指標として、必ずしも重視すべきであるとは限らない<sup>13</sup>と考えられるから、本件純資産維持条

<sup>12</sup> 当該合計金額が負の金額（－X円）である場合には、X円を加算することとなる。以下についても同様である。

<sup>13</sup> なお、東京証券取引所が平成18年5月から適用されるものとして公表した「決算短信の様式並びに決算短信及び添付資料の記載要領等」と題する書面においては、自己資本当期純利益率の算出

項の「資本の部の金額」を、会社法の施行日を境としてこれらの 3 項目を含めたものとして読み替えなければならない合理的な理由は見出し難いと言うべきである。

以上のことから、貸付人が与信判断し、借入人が受け容れた本件純資産維持条項の内容としては、これらの 3 項目は含まれていなかったと考えるのが、当事者の合理的意思解釈として妥当ではないかと考えられ、本件純資産維持条項に規定された「資本の部の金額」は、会社法の施行日以後終了する各事業年度に関して作成された借入人の貸借対照表との関係では、その「純資産の部」の金額から、単体の貸借対照表については「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を、連結貸借対照表については「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を、それぞれ控除した金額を意味すると解釈するのが妥当ではないかと考えられる。

なお、個別事案によっては、「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の項目のいずれかを含める趣旨であったと解すべき特別な事情が存在する場合も完全には否定できない<sup>14</sup>。しかし、上記の通り、これらの項目のいずれかを含める趣旨であれば、それが含まれる旨を明記しておくべきだったのであり、その旨の記載がないにも拘らず、これらの項目のいずれかを含める趣旨であったと解すべき特別な事情が存在することはまずないように思われる。

以上により、本件純資産維持条項の「資本の部の金額」の意義については、個別事案で特別な事情がない限り、見解 2 の解釈を採用すべきであると考えられる。

以 上

---

のために使用される算式の分母である自己資本を、「(純資産の部合計－新株予約権－少数株主持分)」として規定しており、借入人の財務状況の重要な指標となる自己資本の算出において新株予約権及び少数株主持分を含めない内容としている。また、有価証券届出書等に記載される自己資本比率は、「純資産額から連結財務諸表規則第 43 条の 3 第 1 項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第 2 条第 12 号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合」と定義されており(企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式記載上の注意(25)a(i)参照)、同様に自己資本の定義として新株予約権及び少数株主持分を控除した指標を使用している。これらの点は、「新株予約権」及び「少数株主持分」の項目が、借入人の財務状況を判断する上で、必ずしも重要な指標とはならないことの根拠となると考えられる。

<sup>14</sup> 実際に当職らが実務を行っている中では、こういった事例を目にしたことはない。